

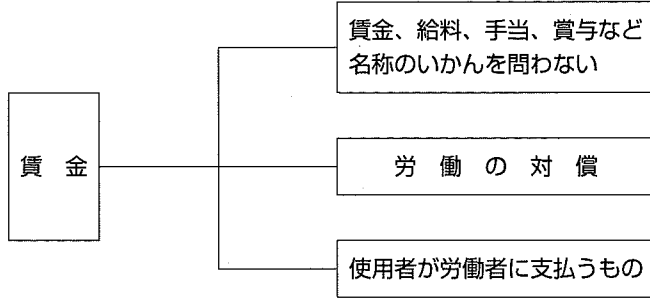
## 7、給料・賃金(その1)

Q1 賃金と給料の違いは？ 諸

手当は賃金に含まれますか。

A1 基準法一条では、賃金は使用者が従業員に支払う「労働の対償」をいい「名称の如何を問わない」と定めており、給料や賃金と呼ばれるものは、すべて賃金に含まれます。

賞与やボーナスや一時金なども、名称に関係なく賃金と



## 経営の散歩道

### 労務管理の知恵袋

— 人使いの坎どころQ&A —

(4)

日専連名誉講師 富山短期大学名誉教授  
川中清司

らうチップは賃金ですか。

A2 旅館の接客やホテルのボーイやタクシートの運転手などのチップは、お客から直接もらう場合は、使用者が支払うものではないので、賃金には含まれません。

しかし、使用者がサービス料などでお客から受け取って、それを、使用者から労働者に支払う場合には賃金となります。

Q3 定期券の交付や保険料の一部負担は賃金に入りますか。

A3 労働者の通勤のために定期券を現物支給しますと、現金に準ずるものとして賃金とみなされます。

労働者が自分を被保険者として保険契約を結び、使用者から、その保険料の補助を受ける場合は、福利厚生費となり賃金には含まれません。

Q4 退職金は基準法の賃金に含まれますか。

A4 就業規則に退職金の定めがなく、経営者が、任意に、その時に応じて退職金に相当するものを支払っているという

ような場合には、賃金には含まれません。

一般には、中小企業退職共済制度などに加入して、退職金の準備をする企業が多いようです。

しかし、使用者が社外積立をし、退職時には、同制度などから退職労働者に支払われるような場合は、賃金には含まれません。

Q5 資金不足なので、賃金の一部を現物支給にしたり、支払が不定期になる場合は、どうしたらよいか。年俸制のときは、年一回の支払いで良いのですか。

A5 ローンやクレジット代金などの天引きの仕方は？ 賃金の支払いについて、使

されます。

労働の「対償」という表現のとおり、範囲が広く、家族手当や休業手当など、厳密な意味での労働の対価以外のものも含まれます。

月給は給料、日給や時給は賃金という見方もあるようです。

辞書によると給料は「給与、俸給、サラリー」で、賃金は賃銀とも書き「労働者が受ける労働に対する報酬の金銭」となっています。

Q2 旅館や接客業の従業員がも

### 賃金支払いの5原則

通貨払い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現物の支払いは原則禁止（労働組合との協約が必要）</li> <li>・通勤定期券など労働者の不利益外は認める</li> </ul>
直接払い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・預金口座振り込みは本人同意が必要</li> <li>・天引きは法定（源泉税、保険料）と労使協定したもの</li> </ul>
全額払い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・前借金と相殺の禁止</li> </ul>
毎月払い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年俸制でも毎月払いが必要</li> <li>・賃金支払日が休日のときは、繰り上げるのが一般的</li> </ul>
一定期日払い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・例外＝賞与、精勤手当、慶弔見舞金など</li> <li>・非常時（死亡、出産、災害）に要求に応じて支払う</li> </ul>

用者は、次の五原則が義務付けられています。  
これらの原則は、労働者の生活を守るために大事なものです。現実には、経営が苦しく、資金繰りがつかない企業も多く、やむをえず、質問のよう

### 賃金控除に関する協定書

株式会社まるせん商事と、同会社従業員代表青木一郎は、労働基準法第24条1項但書に基づき、賃金控除について、次のように協定する。

1. 株式会社まるせん商事は、法令に定めるもののほか、次に掲げるものを毎月の賃金から控除することができる。
  - (1) 駐車料
  - (2) 社員互助会費
  - (3) 物品購買代金

2. 賃金支払いの日は毎月25日とする。

3. この協定の有効期間は、締結の日から3か年間とする。

平成〇〇年〇月〇日

株式会社まるせん商事

代表取締役 村田 秀 明

同 従業員代表 中山 春 夫

なケースも発生しがちですが、自社の商品など現物支給は禁止されています。  
しかし、労働組合があつて、使用者との間で、労働協約で定めておけば、可能となりま

支払いは、少なくとも一カ月に一回、毎月の定められた日に行うことが必要です。一カ月のうちに二回に分けるなど、資金繰り対策などの工夫が必要で

支払いは毎月にしなければなりません。  
賃金は全額を直接本人に支給することになっていますが、法令で定められた所得税や住民税の源泉徴収とか、健康保険料、厚生年金保険料、労働保険料など、各種の保険料は差し引くことができます。  
そのほかの物品の購入代金や、社内預金や会費などの天引きは、労使の間で、書面で協定がある場合に限って可能です。

